

1-4 補足

1. 新設特定道路は、本マニュアルの規定に適合するものであるとともに、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準に適合するものでなければならない。
2. 道路特定事業等の実施にあたっては、本マニュアルに定めるもののほか、道路法、道路構造令、道路構造令施行規則等に従って事業等を行う必要がある。
3. 本マニュアルで示されていない道路等の詳細な構造を決定する際には、関連するその他の法令、既往の国土交通省（建設省）通達、設計基準、設計指針類を参考に決定するものとする。以下に参考とすべき基準・指針名の代表的なものを記載する。
 - 歩道の一般的構造に関する基準（国都街発第60号・国道企発第102号、平成17年2月3日通達）参考7
 - 立体横断施設技術基準（都街発第13号・道企発第14号、昭和53年3月22日通達）参考8
 - 視覚障害者誘導用ブロック設置指針（都街発第23号、道企発第39号、昭和60年8月21日通達）参考9
 - 防護柵の設置基準（道環発第29号、平成16年3月31日通達）参考10
 - 道路標識設置基準（都街発第32号、道企発第50号、昭和61年11月1日通達）参考38
4. 本マニュアルに掲載していない自動車駐車場、休憩施設、照明施設、駅前広場等に関する移動等円滑化の考え方については、「増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成23年8月10日、（財）国土技術開発センター）参考16によるものとする。